

人生100年時代の結婚と家族に関する研究会（第12回）
議事録

1 日時：令和4年7月11日（月）14時00分～15時00分

2 場所：オンライン開催

3 出席者：

座長	山田 昌弘	中央大学文学部教授
構成員	天野 馨南子	ニッセイ基礎研究所生活研究部人口動態シニアリサーチャー
	同 稲葉 昭英	慶應義塾大学文学部教授
	同 岩澤 美帆	国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部長
	同 小林 盾	成蹊大学文学部教授
	同 永瀬 伸子	お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授
内閣府	岡田 恵子	男女共同参画局長
	同 畠山 貴晃	大臣官房審議官（男女共同参画局担当）
	同 杉田 和暁	男女共同参画局総務課長
	同 花咲 恵乃	男女共同参画局推進課長
	同 須藤 圭亮	男女共同参画局推進課積極措置政策調整官

4 議事次第：

1 男女共同参画に関する最近の動き

2 人生100年時代の結婚と家族に関する研究会議論の整理案について

5 配布資料：

資料1 女性活躍・男女共同参画の重点方針2022（女性版骨太の方針2022）（令和4年6月3日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）
説明資料

資料2 女性活躍・男女共同参画の重点方針2022（女性版骨太の方針2022）（令和4年6月3日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）

資料3 令和4年版男女共同参画白書（令和4年6月14日閣議決定）概要版

資料4-1 人生100年時代の結婚と家族に関する研究会議論の整理（案）

資料4-2 人生100年時代の結婚と家族に関する研究会議論の整理データ集（案）

○山田座長 本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

第12回「人生100年時代の結婚と家族に関する研究会」を開催いたします。

議事に入る前に、事務局に人事異動がありましたので、一言御挨拶をお願いします。よろしくをお願いします。

○岡田局長 岡田でございます。6月28日に男女共同参画局長として異動してまいりました。どうぞよろしくをお願いいたします。

○山田座長 お願いします。ありがとうございます。

○畠山審議官 同じく6月28日付で着任しました、審議官の畠山でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○山田座長 続いて、事務局から、4月7日に開催した第11回研究会について説明がありますので、よろしくをお願いいたします。

○花咲推進課長 議事に入る前に、事務局から御説明したい点がございまして、お時間をいただきます。

令和4年4月7日に開催しました第11回研究会における小林構成員の御発表に関しまして、御報告させていただきたく思います。

小林構成員には、第8回研究会からオブザーバー参加していただいた後、令和4年3月28日付で本研究会の構成員に御就任いただき、構成員として初めて御参画いただきます。4月7日の第11回研究会におきまして、研究会のテーマである「人生100年時代の結婚と家族」に関連いたしまして、御専門の観点から御発表いただきました。

小林構成員に御就任いただくに当たりまして、第1回の研究会で御了承いただきました研究会の運営に関する事項のうち、議事の公表の在り方である「研究会の終了後、速やかに、配布資料を公表する。また、議事録を作成し、発言者に確認の上、公表する。」ということにつきまして、私ども内閣府から小林構成員に御説明を行いませんでした。

本研究会では、研究会終了後、まず速やかに資料を公表し、その後、会議での御発言内容を記録した速記録を基に構成員の皆様にご確認いただき作成した議事録を公表しております。

今回も、第11回研究会終了後、速やかに資料を男女共同参画局ホームページ上に公表いたしました。こうした資料の公表方法につきまして、事前に小林構成員に御説明を行わず、その結果といたしまして、小林構成員の同意なく公表することとなったことにつきまして、小林構成員に御迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

以上でございます。

○山田座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、まず事務局より「男女共同参画に関する最近の動き」について御説明いただきます。続いて、事務局より本研究会の議論の整理案について説明いただき、意見交換を行いたいと思います。

では、よろしくお願ひいたします。

○杉田総務課長 男女共同参画局総務課長の杉田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

最近の動きということで、資料1「女性版骨太の方針2022」から資料3「令和4年版男女共同参画白書」について御説明させていただきます。

なお、女性版骨太の方針、男女共同参画白書の作成に当たりましては、この研究会の議論をベースにしてまとめさせていただいたということで、研究会の委員の皆様方には改めて感謝申し上げたいと思います。

まず、「女性版骨太の方針2022」でございます。左上に問題意識が書かれてございますけれども、この辺りはこの研究会で御議論いただいた内容でございます。我が国の男女共同参画の現状は、諸外国に比べて立ち遅れているということ、昭和の時代に形づくられた制度、慣行、意識といったものが構造的な問題となっていること、それから、人生100年時代を迎えまして、女性の人生と家族の姿は多様化しているということで、もはや昭和の時代の想定が通用しないという問題意識を書かせていただいております。

本「女性版骨太の方針2022」につきましては、今年度、来年度に重点的に取り組むべき事項を取りまとめさせていただいたものということで、内容といたしましては4本柱でまとめさせていただいております。

まず、最初の柱は「女性の経済的自立」ということで、岸田内閣の「新しい資本主義」の目玉の一つでございますが、まず「男女間賃金格差への対応」と書かせていただいております。先日、厚生労働省で省令の改正が行われたのですが、女性活躍推進法の制度改正を実施いたしまして、男性の賃金に対する女性の賃金の割合を開示することを義務化するという内容でございます。有価証券報告書についても同内容の開示を義務づけることとなっております。

それから、職種間での格差もございます。看護、介護、保育など、女性が多く働く分野におきましても、賃金格差が問題となっております。その中でも、取り立てて「女性デジタル人材育成」ということで、今年4月の男女共同参画会議で決定させていただきましたプランに基づきまして、就労に直結するデジタルスキルを習得すること、実際に就労につなげていくということを3年間集中的に進めていきたいと考えております。

それから、「地域におけるジェンダーギャップの解消」ということを書かせていただいております。男女共同参画の取組の裾野を全国津々浦々に広げていくということで、全国の男女共同参画センターにてこ入れをしていく必要があると考えております。

それから、独立行政法人国立女性教育会館の所管省庁を文部科学省から内閣府に移管いたしまして、その方向性を書かせていただいたところでございます。

さらには、「固定的な性別役割分担意識・無意識の思い込みの解消」ということで、アンコンシャス・バイアスの解消に向けても引き続き取組を進めていきたいと考えております。

それから、「女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討」でございます。この研究会でもいろいろと提言いただきましたけれども、こういった3つの観点を踏まえまして、今後検討を進めていくという内容となっております。

2つ目の柱でございますけれども、「女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」ということで、さきの通常国会におきまして行われたアダルトビデオ出演被害対策の関係の議員立法によりまして、必要な対応策を進めていくということでございます。

それから、「性犯罪・性暴力対策」でございますけれども、「性犯罪・性暴力対策強化の方針」の後継方針を今年度中に策定する、また、新しく「痴漢撲滅パッケージ」を今年度中に取りまとめるといった内容を書かせていただいております。

それから、「配偶者等からの暴力への対策の強化」でございますけれども、ワーキンググループで議論されているところですが、法改正に向けて検討を行っていくこととさせていただきます。

それから、「女性の健康」ということで、フェムテックの更なる推進、緊急避妊薬の話、ヘルスリテラシーの話に触れさせていただいております。

3つ目の柱は昨年までにはなかった項目でございますけれども、「男性の家庭・地域社会における活躍」ということで、「男性の育児休業取得の推進及び働き方の改革」、「男性の育児参画を阻む壁の解消」ということで、男性トイレへのベビーベッドの配置といったインフラ整備にも取り組んでいきたいということ、それから、男女局で実施いたしました「仕事と子育て等の両立を阻害する慣行等調査」で、多くの意見を国民の皆様からいただいた対応例をまとめまして、広く一般に周知していくこと、それから、「男性の孤独・孤立対策」といたしまして、男性の相談窓口を充実させていくという方向性も書かせていただいております。

それから、「女性の登用目標達成」ということで、第5次男女共同参画基本計画に掲げられた目標数値の達成に着実に取り組んでいくということで、各分野の取組を書かせていただいているところでございます。

続きまして、「令和4年版男女共同参画白書」でございます。こちらが今年の6月に閣議決定をさせていただきまして、国会に報告したものとなっております。男女共同参画白書はほかの白書と違いまして、例年、特集ということでテーマを決めまして、データの収集・分析ということで政策につなげていくという大きな特徴を持っているものでございます。今回の特集のテーマがまさに本研究会のテーマ、「人生100年時代における結婚と家族～家族の姿の変化と課題にどう向き合うか～」ということで取り上げさせていただいております。

この内容につきましては、この研究会でもるる御議論いただいた内容となっております。まさに人生100年時代、もはや昭和ではないということで、こうした変化・多様化に対応した制度設計・政策が求められているという形を取ってございます。

データ等々はこちらの研究会でも紹介させていただいたものとなっております。

今後、日本の家族と人生の姿は多様化し、昭和の時代から一変しているといったことを念頭に置きながら、誰ひとり取り残さない社会の実現を目指すとともに、幅広い分野で制度・政策を点検し、見直していく必要があるという形で締めさせていただきます。

今回の女性版骨太の方針、男女共同参画白書ともに、非常にマスコミからの注目度も高く、新聞、テレビ等で取り上げられたところがございます。今もまだ外部からの問合せ等が結構あると聞いておりますし、そういった意味では非常に意味のある、社会的関心の高い内容を結果的に女性版骨太の方針で政策に結びつけていけたということで、大変有意義であったのではないかと考えています。

私からの説明は以上でございます。

○山田座長 ありがとうございます。本研究会の成果が「女性版骨太の方針2022」並びに「令和4年版男女共同参画白書」のほうに取り上げられたこと、大変うれしく思います。

続きまして、議事の2番目に移ります。事務局から研究会の議論の整理案について説明をお願いします。よろしくをお願いします。

○花咲推進課長 よろしくお願いたします。私から御説明いたします。

まず、本研究会の議論の整理案でございますが、前回の研究会におきまして、もともと「女性の人生や家族の姿の変化・多様化」という章と、それに伴う課題という別の章立ての骨子案をお示ししまして、それについて御議論いただいた際に、多様化した家族の姿それぞれ自体が課題なのではないので、そのような誤解を招かないようにすることが必要という御指摘を賜りました。

私どもとしても家族の姿が多様化する中で、こういった世の中の実情と今ある制度が前提としている家族の姿や意識に乖離が生じてきていることこそ課題として捉えるべきものと考えまして、今回、「家族の姿の変化・人生の多様化」という章の中で、経済状況などに関するデータを紹介する形で可視化することによりまして、そういった課題を明らかにしていきたいといった意識を持って作成した案でございます。

この議論の整理案の位置づけでございますけれども、家族や人生の変化・多様化に関する客観的なデータを中心に、有識者や先生方による御報告のポイントなどをまとめまして、これまでの研究会における議論を整理させていただいたものでございます。

内容について大まかに御説明申し上げます。

まず、「I はじめに」ですが、以下で詳述するデータを概観した上でまとめております。3ページの2段落目以降に、本研究会の開催の目的、御議論いただきました経過を書いた上で、先ほど御説明いたしました、今回御議論いただきましてまとめようと思っております「議論の整理」の位置づけについて書かせていただいております。

第II章以降が実質的なものになりますが、まず「家族の姿の変化・人生の多様化」という中で、1といたしまして「結婚と家族の現状」についてデータを御紹介しております。これまでの御議論の中で、婚姻件数が減っていること、一方で離婚が増えていること、再婚が増えていることなど、いろいろなデータについて御議論いただいていたかと思っております。

そういったものを順に御提示いたしております。

5 ページの下、「結婚に対する希望と現実」というところでは、山田先生、永瀬先生、小林先生に御参画いただきました、弊局の「人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」結果の中間報告等も本研究会でいただきましたので、その調査結果のデータを使いまして、今の結婚に対する意識等を御紹介しております。

6 ページに参りまして、事実婚の関係では、阪井先生からインタビュー調査の結果について御報告いただきましたので、そういったことについて触れさせていただいております。

7 ページに参りまして、(2)といたしまして、こういった婚姻の変化を踏まえまして「家族の姿の変化」ということでまとめさせていただいております。最初に「世帯の家族類型別構成割合」の変化ということで、「夫婦と子供」世帯や「3世代等」世帯というものが減っている中で、「単独」世帯が非常に増えてきている、また、子供のいる世帯が減っている中で、「ひとり親と子供」世帯自体は増加しているといったデータを御紹介しております。

続きまして、8 ページでございます。新たに「2 人生の多様化」ということで項を立てまして、まず「(1) 専業主婦の減少」ということでデータを御紹介させていただいております。共働きが増えている、専業主婦は減っている。ただ、その内訳を見ていくと、実際は共働きの増加というのはパートタイム労働者の増加によるものだと考えられるというデータを御紹介する形で書いております。

次のページは、M字カーブが解消されているものの、L字カーブが出現していて、お子さんの出生後に正規雇用から離れてしまう女性が増えていることなどをデータで御紹介しています。

続きまして、非正規雇用労働者自体が増えていることを御紹介したり、女性の労働の中で就業調整をしている非正規雇用労働者の方が依然としていらっしゃること、それと連動するような形で企業が設けている家族手当に関しても、同じような壁、収入制限が事実上設けられているという結果について御紹介しております。

続く「家族や人生の変化・多様化に対応した制度・慣行の変革」という部分では、それぞれの先生方にいただいた御意見を御紹介しております。

まず、男性が正規雇用で働いて、女性が専業主婦として家事・育児等を担うといった典型的な昭和の時代の家族を前提とした働き方や制度がこれまであったけれども、その後の社会経済情勢の変化等に対応して制度も変えていくことが必要ではないかという御意見がありました。また、有配偶女性が就業調整などで収入を抑えている現状があるので、そういった働き方を制約している制度について考えるべきではないかという御意見がありました。

また、家族の姿が変化して、離婚等が増えている中で、低収入の有配偶女性は離婚後に貧困に陥るリスクがあること、また、若年未婚者で非正規雇用労働者の割合が高まっております、低収入のまま生計を維持しなければならない層が拡大していて、家族形成をためらう

一因になっているといった御指摘がございました。

そういったことから、男女間の賃金格差の解消、非正規雇用労働者の待遇改善、男女が雇用形態にかかわらず仕事と育児を両立できる環境整備が重要であるという御指摘をいただきましたので、それを記載しております。

リスキリングの重要性も御指摘いただきましたので、続くページでそういったことも書いてございます。

(2)といたしまして、ひとり親の関係を書いております。12ページの「母子世帯の貧困」というところから、先生方に御指摘いただいたことを御紹介しております。いただいた御報告で、母子世帯の母親の就業率は国際的に見ても非常に高く、その多くが雇用形態にかかわらず、正規含めて年間2,000時間程度働いている一方で、正規雇用労働者であっても二親世帯の母親に比べて時間当たりの賃金が低く、養育費の受給率が低いことが貧困の背景にあるのではないかという御指摘を賜りました。

また、法務省の委託調査で、協議離婚時の養育費の取決め状況に関しても、まず取決め自体が約半数で、取決め自体がなされていないケースも非常に多いのだということを御報告いただきました。そういったことを踏まえまして、児童扶養手当の支給や教育費負担の軽減などの経済的支援の重要性、また、ここでも男女間賃金格差の解消や非正規雇用労働者の待遇改善が必要だという御指摘をいただきましたということを書いてございます。

続きまして、「ステップファミリー」に関しまして、社会学の観点から、親の離婚・再婚を経験する子どもを結節点といたしまして、離婚後の家族や再婚後の家族を連鎖・拡張するネットワークとして捉える視点が必要なのではないかという御報告をいただいておりますことを御紹介しております。

続きまして、(3)といたしまして、未婚者・単独世帯の増加に関するものを御紹介しております。14ページにかけましてはデータで、未婚・離別・死別により配偶者のいない方が非常に増えているという話などを書かせていただいております。

14ページの下半分、「女性の貧困」というところで、阿部先生から御報告いただきました内容などを御紹介しております。女性の状況に関して見ると、高齢期の女性の貧困率が高い、また、男女差も大きくて、貧困者の約4分の1は65歳以上の女性が占めているといった実情を踏まえまして、14ページの下の方でございますが、女性の貧困はひとり親をはじめ子育て世帯においては子供が成人した後も続くことや、不安定な就業を継続せざるを得ない未婚女性、高齢女性を含め、全ての年代の女性に生じ得るといったことから、配偶関係、子供の有無、就業状況、年齢等、こういった女性の置かれた状況が様々であることに留意した上で政策的対応を検討していくことが重要であるという御指摘をいただきましたので、それを書かせていただいております。

また、高齢期の女性の経済状況につきましては、高齢期に達するまでの働き方や配偶状況等が今の制度の下で影響しているのも、男女間の賃金格差を含む労働慣行などの構造的な問題に関しても検討していくことが重要であるという御指摘を賜りましたので、その点

も書かせていただいております。

続きまして、15ページは「中・高年齢未婚者を取り巻く状況」ということで記述をさせていただきます。中・高年齢未婚者の方について、単身世帯の方と親と同居されている方に分けて分析した結果を御紹介いただきまして、生活実態として本人の年収を比べると、親同居世帯では単身世帯より低所得者の比率が高いこと、また、親同居世帯では親が生計維持の中心者となる傾向があって、親との同居によって生活上のリスクに対応しているという面があるという御報告をいただきました。

こういった点を踏まえまして、このパラグラフの最後でございますが、親の介護に直面しても継続就業できる環境整備、不安定な就業状況にある人への就労支援などが必要であるという御指摘を賜りましたので、それを書かせていただいております。

続きまして、「社会的な孤独・孤立」の問題につきましては、全国家族調査のデータを御紹介いただきまして、女性に比べて男性のほうがそういった孤独・孤立の方が多くて、男性の中でも未婚者・離別者で高いこと、また、寝たきりなどで介護が必要になったときに頼れる人について「誰もいない」と回答した方が、女性に比べて男性が高く、男性の中でも未婚者で高いということが指摘されていたことを書かせていただいております。

16ページ以下は、家事・育児等に関する話になっております。

(1) といしまして、「家事・育児参画に対する意識」ということで、今、若い世代であればあるほど「配偶者と半分ずつ分担したい」と希望している方の割合が高い傾向にあるというデータでございます。ただ、実際に見てみると、日本の夫の家事・育児時間というのは妻に比べて極めて短くて、希望と現実が大きく乖離しているという現状について御紹介しております。

16ページの最後で「家事サービスの利用状況」についてのデータを御紹介しております。まず30代で外部サービスの利用希望が高い傾向にあって、30～39歳の女性の32.8%、男性では27.4%が利用を希望しているということを御紹介しています。

次のページに参りまして、「家事負担の軽減」ということで、筒井先生から御報告いただきました内容を御紹介しております。御報告の中で、家事を社会学の観点から研究した場合に、夫と妻の分担に課題が置かれがちだが、質を維持しながら家事の全体量をいかに軽減していくかという点も重要ではないかという御指摘がありました。

そういった、家事を自分でやるか、外部化するかという論点については、外部化することにコストがかかることを考えると、今は家事に費やす時間を確保することが課題となるので、現状では働き方改革が重要なのではないかという御指摘を書かせていただいております。

続きまして、(2)に介護の関係を記載しております。介護に関しては、要介護認定、要支援認定を受けている人の数のデータ等を御紹介した上で、今の主な介護者の続柄については、同居の方が半数以上で、その内訳としては、配偶者が23.8%、子が20.7%などというデータがあるので、それを御紹介しております。

17ページの一番下、その続柄をさらに詳しく見ると、夫・息子の割合が増加しており、特に息子の増加幅が大きくて、2019年になると17.8%というデータを御紹介しております。

介護をしている方に関しては、有業者も当然多く、また、介護・看護を理由とした離職者数も、2016年10月から2017年9月までの1年間で9万9100人いらっしまったというデータを御紹介しております。

最後に、「男性による親の介護」ということで、御報告いただきました内容をまとめております。男性が女性に比べて親の介護への構え・備えが不十分なまま介護に直面する可能性が高い、ただ、そういった状況であっても、職場に親の介護をしながら働いている人がいると、備えがなされることが多いという御指摘がありましたので、それを御紹介しております。

また、介護には、その前提となる家事や介護者の生活の維持に必要な家事という「介護の基礎」部分が必要だが、実際に介護する息子が増えていく場合に、介護する息子が既婚である場合、その配偶者がこれを担っている実態があるので、その家庭における高齢者の世話の在り方を見る際には留意が必要であるといったことが指摘されましたので、書いております。

19ページに「Ⅲ 人生100年時代を安心して幸せに生きるために」ということでまとめさせていただいております。これまで見てきたようなデータを総括いたしまして、まず昭和の時代の生き方、制度、家族の姿というものは、家族の中で様々なリスクに対応することが期待されており、実際にそういった家族を多くの人が形成できて、その中で安定した生活を営むことができていたけれども、2段落目以降でその変化について触れておりまして、3段落目以降で今後についてまとめさせていただいております。

まず、重要な視点といたしまして、男性も女性も若いうちから経済的自立のための仕事と家事・育児・介護といったケアワークに主体的に関わることで、生涯にわたって自立した生活を維持することができるようになるのではないかとということです。このため、男女ともに経済的に安定した収入を得られる環境を整備することや両立支援のための環境整備も重要であるとまとめさせていただいております。

そのような中で、特に女性につきましては、もともと低所得の方が多いというデータがございましたので、有業の既婚女性の約6割が所得200万円未満などといった状況を踏まえると、様々なリスクに対して脆弱であると言えるかと思いますので、女性が経済的困窮に陥ることなく人生を送ることができるように、経済的自立を可能にする環境整備が重要であると書かせていただいております。

加えまして、研究会の中で、女性だけではなく男性についても当然注目すべきであるという御指摘を賜ったかと思いますので、男性についても、人生が多様化する中で、固定的な性別役割分担意識を前提とした働き方や暮らし方を見直すことが、男性にかかる様々な負担を軽減することにつながると書かせていただいております。

こういったことを踏まえまして、様々な政策の制度設計において家族の姿が変化・多様

化していることを念頭に置いて、配偶状況に左右されることなく制度の恩恵を受けられるようにすることが重要であるとまとめさせていただいております。このまとめにつきましては、先ほど総務課長から御説明いたしました「男女共同参画白書」や「女性版骨太の方針」を貫く基本的な考え方であると考えております。

私からの御説明は以上でございます。

○山田座長 ありがとうございます。

それでは、ここから意見交換の時間としたいと思います。議論の整理案について、御感想等も含めまして、自由に御意見を伺いたいと思います。皆様、いかがでしょうか。

では、順番にお願いしてよろしいでしょうか。あいうえお順で、天野委員、よろしくお願ひします。

○天野構成員 未婚化に関しては、男女双方が求め合わない結婚には至らない中で、女性側への配慮だけでは成婚は難しいという視点が不可欠です。今回の議論で男性の孤独に関して指摘がなされ、男性側のケアというのも非常に大事になっているという視点を盛り込んでいただけたので、私はその点は非常にいいのではないかと考えております。

○山田座長 ありがとうございます。

稲葉委員、ありますでしょうか。

○稲葉構成員 ありがとうございます。

僕も事前に一通り読ませていただいて、何度もあった会議の結果がよくまとめられているなと思いました。基本的には異論はありません。

ただ、全般的に、昭和の時代から家族が大きく変化したという記述が多いわけですね。確かに人口学的な変化が起こっているのですけれども、しかし、家族の在り方があまり変化しなかったのも、むしろ問題が大きくなったのかなと思います。

結局、夫婦の在り方、男性の働き方の在り方、男性が配偶者や家族に大きく依存する在り方というのはあまり変わらなかったのに、人口学的な変化が起こって未婚者が増えたり離婚が増えたりする中で、従来のような安定的な家族というものが手に入らなくなった。だから、家族が大きな変化を経験しているというのはそうなのだけれども、一方で、家族があまり変わらないことがより問題を大きくしているのかなというのが僕の印象です。

ただ、それは別に現在の記述を変えろということでは全然ありませんので、私はこれで非常によくまとめられているなと思いました。

以上です。

○山田座長 ありがとうございます。

岩澤委員、よろしくお願ひします。

○岩澤構成員 よろしくお願ひします。

私も今の稲葉先生のお話とちょっと近いところもあるかもしれないのですけれども、人生100年といった場合に、100歳まで生きるみたいなイメージで始まったのだとは思いますが、一方で、今日のいろいろな課題の中では、例えば介護の話などが出てきてい

る。

そうすると、現在の高齢者と対応する若い世代の関係というものも入ってくると思うのですが、実は昭和の時代の状況というのは今の高齢者の状況になっていたりするものですから、恐らく今回、いろいろと家族が変わってきているというだけではなくて、100年間と長生きするようになって、かなり前の時代から生きてきた世代のケアや生き方というのとも考えなければいけない一方で、若い世代では急速に変化が起きていて、全く違うシステムになっている。100年の中でいろいろな世代をきた人たちが一緒にいるので、一つのシステムでうまくいかないというのが現代の状況なのかなと思います。

100年前と今とでこんなに変わりましたみたいな話というよりは、ちょうど今、かなり様々に変化しつつある状況が同居している難しい時代なので、それぞれこまめにケアをしていき、相互理解を深めていく必要があるというメッセージになるといいのかなと思います。

以上でございます。

○山田座長 岩澤委員、ありがとうございます。

次は、小林委員、何かありますでしょうか。

○小林構成員 ありがとうございます。

内容をすごくバランスよくまとめてくださって、よかったなと思います。

特に最後の19ページで、「Ⅲ 人生100年時代を安心して幸せに生きるために」とあります。私自身も幸せ、ウェルビーイングの研究をずっと続けておりまして、こういうふうに幸せというものを社会の目指すところに置いてもらっているのは、私としてはとてもうれしいなと思いました。

今回の研究会での議論を通して、やはり結婚していてもいなくても、配偶者がいてもいなくても、子供がいてもいなくても、同居する人がいてもいなくても、全ての人を取り残されることなく幸せになれるような社会になってほしいと思うし、ここでそういうことが力強く宣言されているのはとても心強いなと思いました。

最後のところに「制度、慣行、そして意識を見直していくことがまさに今求められている」とあります。慣行、意識というのは簡単には変わらないし、政府がこうしろと言って変わるものでもないし、そうするべきものでもないと思うのですね。そうすると、やはり変えられるのは制度なのかなと思いますので、そこに焦点を当ててこれから検討していくことになるのかなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○山田座長 小林委員、ありがとうございます。

永瀬委員、よろしくお願いします。

○永瀬構成員 ありがとうございます。

小林委員のお話を受けてなのですが、家族が変化して人生が多様化する中で、どういう働き方、暮らし方であっても、人々が人生100年時代を安心して幸せに生きることができる

ようにというのは、いいことのように聞こえますが、働かなくても働いても、ケアをしてもしなくても、どれでもいいよということだと現実的には難しいのかなど。働かないで、ケア活動もしないで、それでも幸せな人生が送れるというのは、現実には難しいので、自分でしっかりと未来に備えることができるというスタンスがとても重要なのかなと私は思います。

その下の行のところに、特に有業の既婚女性の約6割が所得200万円未満と書いてあります。既婚女性は無業者もおいでなので、無業者も含めればもっと高い割合の有配偶女性が低収入です。

そのことをどう捉えるのかということなのですが、家族のケアを担ってきたから低収入となった、またケア活動をする人は働きにくい状況があったと思うのですね。ケアを担うと低収入になってしまうというのがこれまでの例えば今の60代以上ぐらいの女性、あるいは50代もそうかもしれません。それ以外の選択肢がすごく少なかったと思います。ではシングルでしたらしっかり高収入になれたかということ、今の50～60代以上の女性の多くは、シングルであっても仕事に恵まれずかなり低収入であります。賃金評価の仕組みの中で、女性に対する採用育成方針によって、あるいは、近い将来に子供を持つかもしれないと思って自分でそれが可能そうな現状の働き方を選択することによって、その人の賃金経路を狭めるようなことになってしまった、そんな雇用慣行があったのかなと思います。これからは子どもを育てる時間が社会保障および雇用慣行の中男女ともに認められるなど、いろいろな形で男女の選択肢を拡大することが大事だと思います。

でも、何をしても幸せになるというのは、経済学的に考えるとちょっと無理なのではないか。やはり生産活動をするとか、ケアも他人のためのとても重要な一つの生産活動だと思うので、そういうことに対して十分に社会保障や雇用システムの仕組みを考えることが必要であると思います。ただ何もしなくても幸せであるというのは私は無理なのではないかなと思います。本人は幸せかもしれませんが、社会全体としてそれを成立させることは無理なのではないかなという意味です。

○山田座長 永瀬委員、ありがとうございます。

では、座長から、読みまして気になった点が幾つかあるので少し指摘させていただくと、「子供」の表記をどうするかというのが、中でも少し揺れているのですね。子供の「供」を漢字にするところもあれば、平仮名にするところもあります。今度のこども家庭庁は、今のところは「子」は漢字で、「ども」は平仮名でいっているみたいなので、その統一をお願いしたいというのが一つです。

あと、細かいのですが、5ページの5行目に「配偶者のいない人の割合は、1985年時点では男性約8%、女性約15%だったが、2020年では男女ともに約3割」と書いてあるのですが、男性35.8、女性30.7ですから、約3割というよりも3割以上とか、3分の1とか、約35%が正しいかなとつい思ってしまいました。

あと、細かい数字が気になってしましまして、19ページの「人生100年時代を安心して幸

せに生きるために」の3行目「昭和のこの時代、多くの人々が、30代前後で結婚し」は、天野さんが御指摘なさっているように、今でも30代前後で多くの人々が結婚しているので、30前とか、25歳前後、20代で「多くの人々が結婚し」のほうが正確なのではないかなという気がいたしました。

細かい点は以上でございます。

あと、最後の点ですけれども、本当に書き方は難しく、多様になったのだからその多様性を認めればよいということももちろんあるのですけれども、私がいつも指摘しているように、多様と言いながら実は格差ができてきているということもあると思います。もちろんこれに書き込むということではないのですけれども、格差が出てきているというのをあまり多様になったと言わないほうがいいのではないかと私は個人的に思っております。

あと、これもここで文言を修正するというではないのですが、自立を強調し過ぎているので、逆に自立したくてもできない障害者や医療療養者、要介護者、子供などがいると思いますので、そういう今までの家族の中で包摂されていた自立できない人たちが、家族が変化することによって包摂されていないという点も入れておいていただければよかったですかなと思う次第ですが、報告書はこれで大変よくできていると思っております。ありがとうございました。

もう少し時間がありますので、もし何か委員の方から最後に一言コメント等がありましたら、ぜひ発言していただけますか。

天野委員、お願いします。

○天野構成員 白書の中での数字の表記統一についてなのですが、同じ事象の説明の中で過去が何%、今が約何割、という書き方はよくないです。過去は何割、今は何割といった書き方、また、パーセントで示す場合はともに過去現在の両方をパーセントで表記しましょう。割合やパーセントを混在させると、ありもしない恣意性があるのではと読み取られてしまう要因となります。

また、「子供」と「子ども」の表記の混在も、文科省は「子供」ですし、伝統的に内閣府の公表資料は「子ども」となっているかと思えます。内閣府の別事業では、漢字表記でいきますという御回答をいただいているのですが、内閣府内で事業ごとに表記が異なるのは内閣府として縦割りが原因なのではないか、思っているところがあります。過去に出したものは仕方がないのでけれども、これから内閣府として出すものについては、子供に関する表記方法を御統一されたほうがよろしいのではないのでしょうか。

それぐらいです。ありがとうございます。

○山田座長 参考意見、ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

永瀬委員、お願いします。

○永瀬構成員 すばらしい白書だったと思っておりますし、今回のまとめも本当にありがとうございますということを申し上げたいなと思えます。まとめも全体にすごく力があり

ますし、具体的な方向性も書いていて、すばらしい白書だと思っております。

今までは画一的な家族が前提とされていたので、そうでないということはとても重要なことだと私も思っています。それからシングルの人もそれなりにちゃんと生きていけること。特に女性がなかなか生きていきにくいということは御指摘のとおりだと思っております。

○山田座長 小林委員、お願いします。

○小林構成員 先ほどの永瀬先生の話をついて、ちょっとだけ補足です。

私が申し上げていたのは、働かない人も幸せにということではないです。家族の在り方によって幸せな人とそうでない人が出てきてしまったら、それは何とかなるといいのではないかなということ。家族の形態に関してのみです。

以上、補足でした。

○山田座長 ありがとうございます。

永瀬先生、どうぞ。

○永瀬構成員 私は幼い子どもを出産しそのケアをして育てるということは大変な労働だと思うので、働かないというだけではなくて、ケアをするというのも一種の働いているようなものとして、そこは社会の中で評価する、他方ケアをすることが必ず低収入になることにつながるような、新しい社会の仕組みも考えないといけないのかなと、子どもをリスクととらえる若者が拡大している今日、これは重要なことと思っております。

○山田座長 ありがとうございます。

多分、自立ということの中に経済的自立プラスケアの担い手であるという両方が含まれていると皆さんは思っていると思いますので、その点も多少強調していただければありがたかったかなと思います。

ほかによろしいでしょうか。

もし事務局のほうで今の御議論に対して何かコメント等がありましたら、どうぞ。

○花咲推進課長 今、いただいた御議論を踏まえまして、どこまできちんと反映できるかわかりませんが、少し検討させていただきまして、山田先生と御相談の上、取りまとめに向けて作業させていただければと思います。

○山田座長 ありがとうございます。

では、そろそろ時間も押してまいりましたので、今日は御議論をどうもありがとうございました。

議論の整理案につきましては、申し訳ないですが私に御一任いただいて、事務局と相談しながら本日の議論を踏まえて調整しまして、最終的に取りまとめたものを公表したいと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、そのようにさせていただきたいと思います。

少し早いですけれども、本日の研究会は以上とさせていただきたいと思いますが、今回でこの研究会は最終回となります。最後に岡田局長から一言お願いしたいと思っております。

○岡田局長 岡田でございます。

先生方におかれましては、昨年の5月から、これまで12回にわたりまして、家族の変化や人生の多様化について様々な角度から御議論いただきまして、本当にありがとうございました。議論を通して、データに基づいて家族や人生が変化・多様化していること、そうした変化に対応して各種制度や慣行を見直していくべきではないかといった御示唆、女性の経済的自立の必要性、男性の視点からの男女共同参画の重要性など、様々な御示唆をいただいたと承知しております。

先ほど山田先生からもお言葉をいただきましたけれども、本研究会で御議論・御示唆いただきましたことを基礎として、先ほど説明させていただきましたが、本年6月には「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」である「女性版骨太の方針2022」、また、「令和4年版男女共同参画白書」を取りまとめることができました。この研究会におきまして、これまで精力的に御議論いただきましたことに改めて心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

○山田座長 ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、本研究会を終わりたいと思います。皆様、本当にお名残惜しいですけれども、長い間お付き合いいただきまして、どうもありがとうございました。

事務局からは特に何もありません。ありがとうございます。

では、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。